

第3 オゾン層保護対策

<引き続きフロン回収・処理を推進>

「茨城県フロン回収推進協議会」を中心として、廃家電品、カーエアコン、業務用冷凍空調機からのフロン回収をなお一層促進するとともに、フロン分解装置を活用して回収フロンの適正な処理を推進する。また、フロン11、フロン12及びフロン113の環境濃度調査を実施する。

第4 酸性雨対策

< 実態把握調査を継続 >

生態系に深刻な影響を及ぼすおそれのある酸性雨について、常時監視、定期監視、関東地方環境対策推進本部における共同調査等により実態を把握し、その発生機構の解明に資する。

第3節 地域環境保全対策の推進

第1 大気環境の保全

<大気汚染の防止と有害大気汚染物質対策の推進>

大気環境を把握するため、第7次整備計画に基づき大気環境測定局の計画的整備を行うなど、大気環境の監視観測体制の充実を図る。

また、大気汚染を防止するため、工場・事業場に対し立入検査を行い、排出基準の遵守や施設の適正な維持管理等について指導する。

さらに、有害大気汚染物質による影響を未然に防止するため、引き続き大気環境調査を実施するとともに、工場・事業場に対し立入指導や情報提供を行うなど、排出抑制対策を推進していく。

1 大気汚染防止対策

(1) 環境監視体制の整備

大気汚染物質の常時監視や気象の観測を継続して実施するとともに、「第7次大気汚染監視施設整備計画」(10～14年度)に基づき測定局の新設、測定機器の更新・新設を行うなど大気環境監視測定網の充実強化を図る。

さらに、常時監視のほか、降下ばいじんや浮遊粒子状物質等の成分測定も行う。

(2) 発生源の規制・指導

大気汚染による公害の未然防止を図るため、大気汚染防止法、「茨城県公害防止条例」及び「公害防止協定」に基づく工場・事業場の立入検査を実施し、ばい煙発生施設等に係る硫黄酸化物等の規制基準の遵守状況の確認及び必要な施設の改善指導を行う。また、3年度に整備した発生源常時監視システムにより、大規模事業所のばい煙発生状況の常時監視を行う。

(3) 有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質による健康影響の未然防止を図るため、物質の有害性や大気環境濃度からみて健康リスクが高いとされる優先取組物質のうち、環境庁の有害大気モニタリング指針に定められているベンゼン等18物質について、大気環境の実態を把握するためモニタリング調査を実施する。

また、ベンゼン等の指定物質排出施設の設置工場・事業場に対し、排出抑制のための指導を行うとともに、事業者の取り組みを促進するために必要な情報の提供等を行う。

(4) 光化学スモッグ、硫黄酸化物緊急時対策

光化学スモッグ及び硫黄酸化物については、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがある程度に濃度が上昇した場合、被害を未然に防止するため、工場等に対しばい煙発生量の削減等の措置を行うほか、県民に対しては報道機関及び市町村の協力を得て汚染状況の周知徹底を図る。

第2 水環境の保全

< 水質汚濁の未然防止と汚濁河川等の浄化促進 >

公共用水域等の水質の汚濁状況を把握するため、水質測定計画を作成し、水質の監視観測を実施する。

また、水質汚濁の未然防止を図るため、工場・事業場に対し、排出水の適正処理等の指導を行うとともに、下水道等の整備促進、県民の浄化意識の高揚等、生活排水対策の実施促進を図る。

さらに、汚濁河川等の浄化対策を促進するため、生活排水対策重点地域の指定を行うとともに、市町村が行う生活排水対策推進計画の策定や汚濁水路浄化施設の整備に対し、助成を行う。

1 公共用水域の水質の監視

河川、湖沼、海域などの公共用水域における水質の汚濁状況及び水質環境基準の維持達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、BOD、CODなどの生活環境項目、カドミウム、トリクロロエチレンなどの健康項目等について水質の監視測定を行う。

2 地下水の水質の監視

地下水の水質の汚濁状況及び地下水質環境基準の維持達成状況を把握するため、地下水質測定計画に基づき、民家の生活用井戸を対象として、ひ素、トリクロロエチレン、シマジン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの有害物質について地下水質の監視測定を行う。

3 発生源の規制・指導

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

水質汚濁防止法、県公害防止条例及び公害防止協定に基づき、工場・事業場について、届出時の事前指導や立入検査、排出水の水質検査等を実施して排出水の適正処理等の指導を行い、公共用水域及び地下水の水質の保全に努める。

(2) 小規模事業所排水対策の推進

水質汚濁防止法または県公害防止条例の排水基準が適用されない小規模事業所に対して、「茨城県小規模事業所排水対策指導要綱」に基づき適正な排水対策を講ずるよう指導する。

4 生活排水対策の推進

生活排水による河川、湖沼等の水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施主体である市町村と連携を図りながら、下水道・農業集落排水施設等の整備促進、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、広報啓発活動やモデル地区の実践活動等を活用し、住民の浄化意識の高揚及び台所からの汚濁物質の削減など、生活排水対策の実施促進を図る。

また、生活排水による汚濁が進んでいる地域を生活排水対策重点地域に指定するとともに、玉造町及び伊奈町が実施する生活排水対策推進計画策定並びに総和町が実施する生活排水汚濁水路浄化施設整備に対し助成を行う。

5 涸沼・牛久沼水質保全対策

(1) 涸沼

涸沼の浄化対策を総合的に推進するため、涸沼水質保全計画策定委員会等において、涸沼水質保全計画（仮称）の策定について検討を行う。また、家庭からの生活雑排水の汚濁負荷を削減するとともに、発生源対策をより促進する動機付けとして、生活雑排水未処理世帯に微細目ストレーナー等を配布する。さらに、涸沼流域水質浄化対策協議会の育成指導を図りながら、広報啓発を行う。

(2) 牛久沼

牛久沼の水質汚濁機構の解明に向けて、今後も引き続き沼内及び流入河川の水質調査等を実施するとともに、水質保全対策について検討を進める。また、牛久沼流域水質浄化対策協議会の育成指導を図りながら、広報啓発を行う。

6 ゴルフ場周辺の水質汚濁防止

ゴルフ場で使用される農薬による公共用水域の水質汚濁を防止するため、農薬の使用状況や排水の実態把握に努めるとともに、「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」等に基づき、ゴルフ場に対して農薬使用の削減、水質の自己監視などの指導を行う。

7 水質汚濁防止関連事業

(1) 下水道整備事業

下水道の整備については、85市町村のうち水戸市など72市町村において公共下水道事業の整備促進を図る。

また、県では霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部の7か所の流域下水道事業と、鹿島地区などの特定公共下水道事業の整備促進を図る。

(2) 畜産排水対策

家畜排せつ物の適正処理については、農用地へ還元することを基本として環境保全型畜産確立対策事業や畜産経営環境整備事業を実施し、施設整備の促進を図る。さらに、畜産環境整備リース事業、農業近代化資金の活用等により、畜産環境の整備に努める。

(3) 水質汚濁河川重点浄化対策

水質汚濁が著しい河川の浄化が緊急の課題となっていることから、汚濁原因の解明と、重点的かつ組織的な対策を推進し、効果的な水質浄化対策を図る。

第3 騒音・振動，悪臭の防止

<引き続き地域指定を推進>

1 騒音防止対策

(1) 発生源の規制と指導

環境基本法，騒音規制法及び茨城県公害防止条例に基づき規制の徹底を図るとともに，騒音規制法の地域指定を積極的に推進し，発生源の規制・指導に努める。

(2) 航空機騒音対策

新東京国際空港，百里飛行場及び霞ヶ浦飛行場に係る航空機騒音の実態調査を行うとともに，固定測定局及び航空機騒音識別装置等の機器整備を実施し，騒音の測定体制の充実を図る。

また，国等関係機関に対し騒音防止対策の推進を要請する。

(3) 東北新幹線鉄道騒音対策

東北新幹線鉄道に係る騒音等の実態調査を行い，騒音防止対策の推進を図る。

東北・上越・北陸新幹線，高速自動車道公害対策13都県協議会を通して関係都県と連携し，東日本旅客鉄道（株）等関係機関に対し騒音防止対策の推進を要請する。

(4) 鹿島地区騒音調査

鹿島臨海工業地帯周辺地域の道路交通騒音，環境騒音等の実態調査を行い騒音防止対策の推進を図る。

2 振動防止対策

振動規制法及び茨城県公害防止条例に基づく規制の徹底を図るとともに，振動規制法の指定地域を積極的に推進し，発生源の規制・指導に努める。

3 悪臭防止対策

悪臭防止法及び公害防止条例に基づく規制基準の徹底を図るとともに，悪臭防止法の地域指定を推進し，発生源の規制・指導に努める。

また，地域指定市町村を中心に測定方法等の研修を行い悪臭防止対策の推進を図る。

第4 土壌・地盤環境の保全

<未然防止と実態把握に努める>

1 土壌汚染防止対策

31都道府県で組織する全国土壌汚染対策連絡協議会の一員として、今後も、国に対し各種土壌汚染防止対策と指導指針策定を要請し、土壌汚染防止対策の推進を図る。

また、引き続き土壌汚染事案の適切な処理及び未然防止に努める。

2 地盤沈下防止対策

「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づき保全地域及び観測地域に指定された県西地域を中心に、精密水準測量並びに観測井による沈下量及び地下水位変動量の観測を実施し、地盤沈下状況を把握する。

また、地盤沈下の主たる原因が地下水の過剰揚水にあることから、小規模揚水施設設置者の揚水実態調査を実施し、地下水採取削減指導の基礎資料を得る。

第5 ダイオキシン対策

< 県民・事業者・行政が一体となった対策の推進 >

「茨城県ダイオキシン対策指針」に基づき、県民、事業者、行政の連携のもとに引き続きごみの減量化・リサイクル、発生源対策、モニタリング調査、情報の収集・広報の4つの柱からなるダイオキシン対策の一層の推進を図る。

また、10年度に整備した分析測定機器を十分活用して、大気、土壌の他に新たに降下ばいじん、水質及び底質の環境調査や産業廃棄物焼却施設の排ガス調査を行い、ダイオキシン類の実態の把握に一層努める。

さらに、ダイオキシン類が含有される焼却灰等の分解・無害化処理に関する調査研究を進めていく。

第6 化学物質の環境リスク対策

< 環境ホルモンの実態調査を実施 >

1 化学物質の環境リスク対策

化学物質による環境リスクを低減するため、「茨城県化学物質の環境にやさしい取扱い指針」に基づく工場・事業場への指導・啓発に努めるとともに、環境リスク対策を効果的に・効率的に推進するため、国及び他の地方自治体との連携・協力を図る。

2 内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の対策

環境ホルモン対策を推進するうえでは、まず、全県的な実態を把握することが重要であることから、国が行う全国調査の対象とならなかった県内の河川・湖沼の水環境調査（水質・底質）を行う。

また、関係部局と引き続き情報の収集及び交換を行うとともに、国が行う調査研究などの動向を踏まえ、県としての取組を進める。

第7 資源循環と廃棄物の適正処理

< 不法投棄対策室を設置 >

一般廃棄物関係では、「ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村指導に努めるとともに、「第2次ごみ減量化行動計画」に基づくごみ減量化策の実現に努める。併せて、公共水域の保全のため、引き続き合併処理浄化槽設置費補助を行う。また、産業廃棄物の焼却施設からのダイオキシン発生抑制に努めるとともに、不法投棄対策室を設置し、体制を強化する。

1 一般廃棄物対策

(1) ごみ減量化・リサイクルの推進

10年度に策定した、「第2次ごみ減量化行動計画」の推進のため、「環境にやさしい買い物運動推進事業」や「エコ・ショップ制度推進事業」など各種ごみ減量化・リサイクルに関する施策を推進する。

また、容器包装リサイクル法が12年度から完全施行されるのに合わせて、市町村分別収集計画策定の指導、県分別収集促進計画の策定等を実施する。

(2) 一般廃棄物処理施設の整備促進

市町村等が設置する一般廃棄物処理施設に対して、引き続き財政的支援を講じる。

特にごみ処理施設における排ガス処理設備（バグフィルター）、及び排水高度処理設備に対して、助成を行う。

また、9年度に策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の集約化を図るとともに、ごみ焼却施設から排出された焼却灰の有効利用を促進するため、焼却灰の溶融資源化施設を広域的な共同事業として計画的・効率的に整備できるよう市町村を指導する。

(3) ごみ散乱防止対策

関東甲信越静1都10県で構成する「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」に参画して広域的なごみ散乱防止対策を推進しながら、ごみ散乱防止キャンペーンなど各種の住民啓発活動や市町村に対する「ごみ散乱防止条例」の制定指導に努めていく。

(4) 浄化槽対策

河川、湖沼等における水質汚濁の要因となっている生活排水対策として、生活雑排水を処理せず、し尿の処理能力も合併処理浄化槽と比較して劣っている単独処理浄化槽の設置を抑制するため「県浄化槽指導要綱」に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進し、併せて補助事業、啓発事業を実施していく。

2 産業廃棄物対策

産業廃棄物対策を推進するための基本方針である「第5次茨城県産業廃棄物処理計画（8～12年度）」に基づき、産業廃棄物の発生抑制、減量化・再資源化の推進、適正処理の推進、処理施設確保、不法投棄の防止を中心に各種施策を実施する。

なお、適正処理の推進としては、産業廃棄物の焼却施設からのダイオキシンの発生抑制に努める。

(1) 産業廃棄物の減量化、有効利用促進対策

「廃棄物再資源化指導センター」事業の充実を行い、「地球環境保全行動条例」の省資源対策を推進するとともに、減量化・有効利用を促進する。

(2) 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン対策

既設産業廃棄物焼却施設を対象に、技術研修の開催や技術アドバイザーの派遣により、構造改善実施の促進指導を行う。

また、新たに、産業廃棄物焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシンの測定、分析を行い、指導の強化に努める。

(3) 適正処理の推進

立入検査や「(社)茨城県産業廃棄物協会」の組織強化を図り、処理業者の適正処理の徹

底を図る。

また、排出事業者等に対する講習会及び県内搬入事前協議により、適正処理の一層の啓蒙に努める。

(4) 処理施設確保の推進

ア 公共関与による処分場整備

公共関与による処分場の整備を推進するため、具体的な整備適地の選定と整備概要をまとめる。

イ 民間処分場の確保

「(財)茨城県産業廃棄物対策基金」の事業により、最終処分場周辺の生活環境の保全、利便施設の整備等の地域振興対策などに取り組み、産業廃棄物に対する県民の信頼確保に努めながら、最終処分場の円滑な確保を図る。

3 不法投棄の未然防止

不法投棄監視体制の整備を図るとともに、市町村、警察など関係機関と連携を強化し、不法投棄の未然防止を図るため、以下の事業を実施する。

(1) 県民総ぐるみの監視

現在、県内300名のボランティア監視員を引き続き登録し、日常生活の中での不法投棄発見・通報をお願いする。また、広く県民の方々へ不法投棄の防止を呼びかけるため、不法投棄防止茨城県民大会を実施する。

(2) 組織強化と監視の充実

悪質不法投棄事案の調査、不法投棄監視班の指導、警察との連携による検挙を行うため、警視をキャップとした8名体制の不法投棄対策室を設置するとともに不法投棄現場の継続監視のため、民間警備会社に委託して24時間連続監視並びに車両一斉検査や関係機関合同のパトロール及びチラシ等による啓発活動を集中して実施する不法投棄防止強調月間を設け不法投棄の未然防止に努める。

県内各地方総合事務所環境保全課に、不法投棄監視班を設置し、不法投棄の発見指導体制を強化する。

第8 霞ヶ浦流域の総合的な環境管理

< 浄化に向けて県民運動を支援 >

1 霞ヶ浦及び流域の河川の水質保全対策

生活排水処理施設の整備として、霞ヶ浦流域の下水道及び農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置を推進する。また、流入河川等の直接浄化対策については、河川及び生活排水汚濁水路の水質浄化施設の整備を推進する。

霞ヶ浦の浄化対策については、アオコの処理対策を実施し、国による底泥のしゅんせつ事業を促進する。

工場・事業場排水対策としては、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、公害防止条例及び霞ヶ浦富栄養化防止条例による規制・指導を行うとともに、排水基準が適用にならない小規模な事業所に対する指導の強化に努める。

また、家畜排せつ物の素堀貯留等を解消し、畜産業からの負荷を削減するため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

面源負荷対策としては、農地について、適正な施肥・施肥法の改善や水管理の指導等を推進する。

魚類養殖に係る汚濁負荷対策として、コイ養殖生産規模の適正化や汚濁負荷の少ない魚種への転換等を促進する。

多様な生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策として、農村地域の水質保全を図るための水質浄化施設等の整備を推進する。また、ヨシやマコモなどの水生植物帯の造成を促す前浜や沿岸植生帯の保全と整備、浮植生帯の整備などを促進する。

2 健全な水環境を確保する流域管理

生態系の保全と自然浄化機能の回復を図るため、在来の魚種に影響を及ぼすブルーギルの駆除対策を進めるほか、外来魚の移植が及ぼす生態系への影響について啓発を行う。平地林の整備を推進して、水源かん養機能や水質浄化機能の維持・増進を図る。

また、霞ヶ浦及び流域の水環境を的確に把握するため、定期的に水質監視を行うとともに、総合的な水環境のモニタリングに努める。

湖沼と流域を一体としてとらえた総合的な環境管理について、具体的な検討を進める。

3 調査研究、環境教育・環境学習の推進

霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川などの環境保全に取り組むための総合的拠点となる霞ヶ浦環境センター（仮称）については、用地関連業務、研究内容の検討などを行う。

霞ヶ浦の効果的浄化手法を開発するとともに、水環境の健全化に向けた対策を推進するため、（財）茨城県科学技術振興財団が行う地域結集型研究事業について支援する。

玉造町の霞ヶ浦ふれあいランドに設置した「茨城県霞ヶ浦環境情報サービスセンター」において、霞ヶ浦関係の文献等を収集・整理し、住民、研究者等の利用に供するとともに、「霞ヶ浦自然観察会」や「霞ヶ浦写生会」等を開催し、環境学習の機会を提供する。

4 新たな県民運動の展開

世界湖沼会議の理念を継承し、水質浄化意識の高揚を全県的に広げるための「いばらき湖沼環境フェアIN霞ヶ浦」の開催や、霞ヶ浦にやさしいライフスタイルを確立し、浄化活動の実践を定着させるため、地域住民等が霞ヶ浦の現状を観察し、討論を行う「湖上実践セミナー」を行う。

また、「霞ヶ浦水質浄化強調月間」や「霞ヶ浦の日」に浄化キャンペーン等を実施し、水質浄化県民運動を強力に推進するとともに、引き続き霞ヶ浦問題協議会を中心に家庭排水浄化推進運動、清掃大作戦等を展開する。

さらに、「大好き いばらき 県民会議」や「（社）霞ヶ浦市民協会」等との連携による幅広

い水質浄化運動の推進等，水質浄化に向けた新たな県民運動の積極的な展開を図る。

第4節 多様な自然の保全と活用

< 緑の保全・創出や野生生物保護を推進 >

第1 自然公園の保護と利用

自然公園の適正な維持管理を図るため、国定公園管理員及び県立自然公園指導員による巡回指導を行うほか、規制板・案内板の設置等を行う。

自然公園の区域、規制内容、利用方法等について、平易に解説したリーフレットを作成し配布する。

自然公園内の施設整備については、水郷筑波国定公園内の利用拠点に園地等の整備を引続き進めるほか、県立自然公園整備に対する助成制度により、自然公園の利用施設の整備促進を図る。

第2 自然環境保全地域等の保全

自然環境保全地域等の適正な保全管理を図るため、引続き協力奨励金の交付及び自然保護指導員による指導管理を行うほか、標板・標柱の設置等の保全事業を実施する。

また保全地域指定後、年数を経過している保全地域の自然環境の調査を行い、保全計画の見直しの基礎資料にするとともに、良好な自然環境を形成している地域を将来にわたって残して行くため、新たに緑地環境保全地域を指定するための調査を実施する。

第3 緑の保全と創出

1 山地・山間地等の優れた自然の保全

保安林については、第5期保安林整備計画に基づいて、計画的に指定を進める。

林業生産の基盤である林道及び作業道については、県長期総合計画で掲げた林内路網密度の目標である27.2m/haの達成に向けて計画的に整備する。

なお、貴重な動植物が生息する森林を利用するに当たっては、自然環境の保全に留意する。

さらに、健全で活力ある多様な森林を整備するため、森林所有者のみでは維持造成を図ることが困難な森林に対して森林整備法人が分収方式により整備する公的分収林整備推進事業や、流域森林総合整備事業等により、11年度は造林118ha、保育1,148haの森林整備を実施する。

森林計画については、「水戸那珂地域森林計画」の樹立を行うとともに、市町村森林整備計画の策定及びこれに即した計画的な森林整備等の推進について指導する。

森林の保護については、保安林等の重要な松林を松くい虫による被害から守るため、薬剤散布による予防措置や伐倒駆除を実施し、被害拡大の防止を図る。

11年度は、特別防除816ha、地上散布500ha、伐倒駆除767m³の防除を実施する。

また、林野火災から森林を守るため、森林保全巡視員により延べ773日の森林パトロールを実施するとともに、林野火災予防の普及啓発を行う。

2 平地の緑の保全と創出

「茨城県平地林保全整備基本計画」に基づき、平地林の整備を進めてきたが、公益的機能の高く保全整備の必要な平地林が存在することから、11年度～16年度までの「第2期茨城県平地林保全整備基本計画」を樹立し、11年度には15haの平地林の整備を行う。

また、市町村における緑化拠点施設として、市町村ふれあいの森の整備を進めるとともに、新たな県民の森としての「水郷県民の森（仮称）」の整備を進める。

「茨城県緑化基金」の運用益を活用して、緑の保全・創出に関する県民意識の向上を図るため、普及啓発事業を実施するとともに、身近な自然を保全し、ふれあう場を確保するため、「自然ふれあい施設整備事業」に対し助成を行う。

第4 野生動植物の保護

9年度から調査・検討してきた「茨城における絶滅の恐れのある野生生物〈動物編〉—茨城県レッドデータブック—」をとりまとめ、発刊する。

また、国内希少野生動植物種のオオタカ等の保護に関し、関係者の指導を行うほか、希少な野生生物の保護のあり方について、専門家の意見を求めながら検討する。

鳥獣保護対策としては、8年度に策定した第8次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等の設定、鳥獣生息状況に関する各種調査の実施、鳥獣保護員の配置、有害鳥獣の駆除、放鳥事業、傷病野生鳥獣救護事業を行うとともに、愛鳥週間ポスターの原画コンクール、鳥獣センター、愛鳥モデル校の指定などを通じ、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

第5 狩猟対策

狩猟免許申請者に対する狩猟免許試験の実施，狩猟免許更新申請者に対する講習会，適性検査の実施など狩猟免許制度を適切に運用する。また，狩猟期間中の狩猟者に対する取締りの実施等により，事故，違反の防止に努めるとともに，狩猟者研修センターの維持改修を行い，狩猟技術の向上と狩猟の適正化を図る。

第6 自然保護思想の啓発

自然観察の方法や郷土茨城の自然を紹介した自然読本「ふるさと茨城の自然」を作成し、県内全ての小学5年生に配布する。

自然保護の基本的な考え方を身につけ、自然を案内できる指導者を対象とした研修会を実施し、レベルアップを図る。

また、本県の自然公園内の優れた自然に親しむことを進めるため、自然歩道を歩こう大会を開催する。

第7 自然に配慮した道路整備

エコロード（自然にやさしい道路）の整備

豊かな自然環境との共存・調和に配慮した道路整備を行うため、県道八溝山公園線（大子町）や諸沢西金停車場線（大子町）で動物用の横断構造物の設置や斜面林・水辺の再生等による生態系に配慮したエコロードの整備を推進する。

第8 河川等水辺環境の保全と活用

1 河川の保全と活用

多様な生態系を育み，うるおいのある水辺環境を保全，創出するため，各河川の特性に応じ，瀬と淵の創出，護岸の覆土による緑化，魚がのぼりやすい落差工の採用など，自然環境や生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。

11年度は，桜川の国松上大島堰の魚道の整備など28河川で実施する。

さらに，茨城県水際線計画に基づき，うるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを推進する。

11年度は，牛久沼（谷田川）の整備を実施する。

また，河川環境に対する地域住民の理解を深めるため，河川にかかわる広報活動を充実し，河川美化愛護思想の啓発普及に努める。

2 沿岸・海域の保全と活用

鹿島灘海岸において，ヘッドランド工法による海岸侵食防止に努めるとともに，常磐沿岸の高戸海岸や鹿島灘沿岸の長者ヶ浜海岸でCCZ事業の整備推進を図る。

また，新大洗水族館周辺では，景観や自然環境に配慮した親水性護岸などの整備を図るため，渚のステップアップ事業を推進する。

さらに，本県の美しい自然に恵まれた安全で快適な海浜空間の提供とともに，良好な海岸環境の維持を図るため，広報活動の充実や海岸美化愛護思想の啓蒙普及に努める。

第9 温泉の保護と利用

温泉源の保護を図るため、公益を害するおそれのある温泉掘さくを防止し、過大な揚湯能力を有する動力についてもその装置制限を行う。

また、従来までの旅館、公衆浴場における利用に加え、温泉スタンド、タンクローリー、温泉プールなどによる新しい形式での温泉利用についてもその適正利用を確保するため、茨城県温泉利用認定委員会の意見をもとに利用指導・現地調査を行う。

第5節 快適で住みよい環境の保全と創出 <まちづくりや災害防止も進める>

第1 都市の緑化

1 緑の空間の保全と創出

ア 緑の基本計画策定と地域地区指定促進

都市部における緑の保全と創出を図るため、都市緑地保全法に基づき、11年度には岩瀬町、那珂町において緑の基本計画の策定に着手する予定である。

また、風致地区や緑地保全地区の指定、緑地協定及び市民緑地制度などを活用し都市計画区域内において良好な自然環境を形成する緑地の保全・創出を図る。

イ 都市公園の整備

緑豊かなゆとりと潤いのある生活環境の形成をめざし、国営常陸海浜公園の整備を促進するとともに、偕楽園公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園などの広域公園や桜川緑地、北浦川緑地など都市緑地の整備を進める。

また、市町村の行う都市公園整備についても積極的に指導するとともに助成を行う。

ウ 公共施設等の緑化の推進

都市における緑の核となる都市公園の整備や学校等の緑化を図るとともに、これをネットワークし都市の緑の骨格をつくる道路等の緑化に努める。

また、住民の広範な参加と協力を得て、都市緑化推進運動を各県営公園等で展開するとともに、市街地の大半を占める民有地の緑化など、官民一体となって、緑化の普及啓発活動を進めていく。

さらに、港湾におけるアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、港湾環境整備事業により大洗港など2港で緑地等の整備を引き続き進める。

2 都市地域の農地の保全と活用

市街化区域内農地の無秩序な開発による生活環境の悪化を未然に防ぐため、市町村における生産緑地地区の指定制度の有効活用を促進する。

3 うるおいのある快適な都市空間の創出

ア 都市景観形成の推進

潤いとやすらぎを享受できる都市景観を形成するため、茨城県景観形成条例に基づく届出制の適正な運用を図るとともに、市町村の景観形成への主体的な取組を促進するため、市町村における景観形成条例及び景観形成基本計画等策定について支援を行う。

また、屋外広告物の適正表示を図るため、優良な屋外広告物の表彰を行うほか、違反広告物の是正指導を進める。

イ 電線類の地中化の推進

電線の地中化による安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の景観の整備を図るため、国道125号（土浦市）など3路線で引き続き電線共同溝の整備を実施する。

ウ 交通安全施設等の整備

第6次交通安全施設等整備事業七箇年計画（8～14年度）に基づき、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るため、歩道の設置や交差点の改良、道の駅整備事業など計画的な整備を進める。

また、自然とのふれあいを通じた健康や体力の維持増進に対する関心やニーズにこたえるため、「ウォーキング・トレイル」事業（実施主体：市町村）を引き続き、古河市で進める。

さらに、県民が日常生活の中で安全かつ快適にスポーツ・レクリエーション活動ができる空間を形成するため、筑波自転車道（岩瀬町～土浦市）や源氏川自転車道（常陸太田市）など4ヶ所で、自転車道の整備を推進する。

エ まちづくり推進事業の実施

住民がまちづくりに関心を持ち、まちづくりに自ら積極的に参加するような環境づくりを進めるため、「まちづくり推進事業」として、「まちづくりシンポジウム」(水戸市)及び「うるおいのあるまちづくり顕彰事業」を実施する。

オ まちづくり支援事業の実施

地方分権の進展に伴い市町村の役割が増大することや住民のまちづくりに対する関心の高まりに対応するため、9年度に開設した「いばらきまちづくり講座」を引き続き実施し、市町村職員及び住民のまちづくりに関する知識や経験を高めるなど、地域の個性を活かしたまちづくりを支援する。

第2 歴史的環境・自然景観の保全

1 歴史的・文化的遺産の保全と活用

(1) 史跡の公有化と整備

史跡等のより一層の保護を図るため、計画的に公有化に努め、良好な歴史的環境を維持し、史跡公園等の整備・活用を促進する。

(2) 名勝の整備

名勝のより完全な保護を図るため、現状保存をするとともに、周辺環境の整備を行う。

また、説明板等を設置して教育普及に努めるとともに、後世に伝える。

(3) 天然記念物の保護・保存

天然記念物のより完全な保護・保存を図るため、現状保存をするとともに、修復や樹勢等の回復を図る。

(4) 文化財に関する資料の刊行等

「茨城の文化財」を刊行し、新たに指定になった文化財の解説と国・県指定文化財、登録文化財について把握できるよう一覧表を掲載し、教育・普及を図る。

また、文化財に関する研究論文等への出版助成を行い、研究活動を奨励する。

さらに、遺跡台帳(「埋蔵文化財包蔵地カード」)の補完を進め、開発への対応や保護活用への基礎資料として整備するとともに、「茨城県遺跡地図」の改訂に向けての準備を進める。

2 自然景観の保全と活用

地域の歴史・文化や街並みなどの特性を活かしたにぎわいのある街路景観の形成を図るため、都市計画道路笠間停車場寺崎線(笠間市)などの整備を実施する。

第3 自然災害の防止

1 水害・海岸災害の防止

(1) 水害の防止

地域開発の進展に伴う人口の集中化・都市化に対処し、河川流域住民を洪水の被害から守るため、河川改修を重点的に推進するとともに、大規模開発など流域の開発が著しい河川については、防災調節池等とあわせた改修を推進する。11年度は、改修事業は桜川をはじめ48河川（事業箇所）、調節池事業は中丸川の治水緑地事業をはじめ3河川で実施する。

また、小山ダムなど4箇所ですだの建設を引き続き進める。

(2) 海岸災害の防止

飛砂防備保安林等に指定されている海岸防災林は、気象や土壌などがきわめて悪いうえに飛砂や潮風等の被害を受けやすく、また、近年、海岸は気象の変化等から侵食性海岸となっている。

このため、11年度は、北茨城市神岡下など31箇所です潮護岸工を施工するとともに鹿嶋市小宮作など23箇所です樹木の成長を促すため、人工砂丘や静砂垣を設置し植栽工を実施する。

また、高潮、波浪、津波の被害を防止するための事業を進める。

11年度は波崎海岸ほか海岸でヘッドランドの整備を実施する。

2 地震災害の防止

ア 災害に配慮した市街地開発事業等の推進

道路や公園などの公共的都市空間の確保を図り、安全で快適な生活環境を確保するため、引き続き、市街地再開発事業や土地区画整理事業の面的整備について積極的に支援し、災害に強いまちづくりを推進する。

11年度は、市街地再開発事業については、事業主体である市町村等に対して助成を行い、事業の推進を図る。

イ 防災空間確保のための都市公園の整備

偕楽園公園など大震災時の広域避難地（10ha以上）や一次避難地（1ha以上）となる防災公園の整備を推進する。

ウ 円滑に消火・救急活動等が行える道路の整備

緊急輸送道路・避難路ネットワークに指定された路線について、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を推進する。

3 土砂・山地災害の防止

ア 土砂・山地災害危険箇所の把握

がけ崩れや地すべり等、土砂災害の防止・軽減に資するため、危険箇所の適切な把握に努める。

イ 砂防対策や急傾斜地崩壊対策、地すべり対策の推進

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を推進し、土砂災害防止施設の整備・拡充を図る。

ウ 治山

荒廃山地の復旧及び荒廃危険山地の崩壊を未然に防止するため、山地治山事業、防災対策総合治山事業、環境保全保安林整備事業等を推進し、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、生活環境の保全・形成等を図る。

11年度は、山地治山事業については、御前山村野口など60箇所です治山ダム工等を、防災対策総合治山事業については、大子町西金です落石防止工等を、環境保全保安林整備事業については、新治村小野など3箇所です森林整備等を実施する。

エ 保安林の適正配備

防災目的の保安林は、その目的により10種類に分けられており、本県では、土砂流出防備、

土砂崩壊防備，防風，飛砂防備，水害防備，潮害防備の6種類が指定されている。

引き続き第5期保安林整備計画（6～15年度）に基づき，11年度は280haの森林について計画的に指定を進める。

オ 土砂・山地災害の知識の普及と防災意識の高揚

土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに，防災知識を普及し，被害の防止・軽減を図る。

第6節 パートナーシップによる環境保全活動の推進 ＜インターネットも活用＞

第1 環境教育・環境学習等の推進

今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するところが多く、環境問題を解決していくためには、行政ばかりではなく、事業者や県民等すべての主体が自主的かつ積極的に参加し、協力して環境保全に取り組んでいくことが必要である。

このため、県環境センターの環境情報提供機能の充実を図り、インターネットによる情報提供を実施するとともに、いばらき自然環境フォトコンテストの実施、環境アドバイザーの派遣等を行う（県ホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp>）。

また、地域・職域等における環境保全活動のリーダーを育成することをねらいとしたエコ・カレッジや、こどもエコクラブの会員等に参加体験型の環境学習の機会を提供するエコ・スクールを実施する。

また、ミュージアムパーク茨城県自然博物館において、自然観察会、自然講座及び自然教室等を継続して実施する。

第2 各主体の環境保全行動の促進

環境保全意識の高揚と実践活動を促進するため、県民、事業者及び行政が連携して、できるだけ多くの県民・事業者が参加する広がりのある環境保全県民運動を推進する。

このため、環境保全茨城県民会議に対して引き続き助成し、組織や事業活動の一層の充実・強化に努める。

また、(社)茨城県公害防止協会が行う事業者支援事業の指導に努める。

第7節 環境の保全と創造のための基本的施策の推進 ＜環境影響評価条例を施行＞

第1 調査研究，監視・観測の充実

現公害技術センターは老朽化しており，また，機能及び設備面で都市生活型公害や地球規模の環境問題など，今日的環境問題への対応が十分でないなど課題を抱えている。

新しい環境課題に対応する調査研究機能や環境情報機能，環境学習機能等を充実した環境科学技術の中核施設となる公害技術センターの再編整備について基本構想を策定する。

第2 環境影響評価の推進

環境影響評価制度については、新たに制定され、本年6月12日に施行する茨城県環境影響評価条例について、事業者や県民等に対し周知を図るとともに、その適正な運用に努めることにより、事業の実施に伴う環境影響の低減を図り、県域における良好な環境の保全に努める。

また、環境影響評価法、個別法等に基づく環境影響評価についても適切な指導、助言等を行い、公害の未然防止及び自然環境の保全に努める。

第3 公害防止協定の推進

鹿島臨海工業地帯や筑波北部・西部工業団地に立地している企業と締結している公害防止協定の適切な運用を図り，環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努める。

第4 その他の環境保全対策

1 公害苦情処理

県民からの公害苦情を処理するための公害苦情相談員制度の適切な運用を図り、迅速かつ適切な苦情処理に努める。

2 環境保全のための助成

中小企業における公害防止施設の設置・改善や工場移転等の公害防止対策、事業所の緑化対策を促進するため、県内の中小企業者に対し引き続き長期低利の融資や利子補給事業を実施し、事業者の経済的負担の軽減を図る。

さらに、県や国の環境保全対策の助成制度の広報を行い、本事業の有効な活用を図る。

第8節 原子力施設周辺の安全対策 ＜原子力防災対策を充実＞

第1 原子力施設等安全対策

（１）原子力安全協定の適切な運用

原子力安全協定の適切な運用に努め、原子力施設の新増設、核燃料物質の輸送等における安全の確認を行うとともに、事故・故障等発生時の迅速かつ的確な対応を図る。

（２）立入調査の強化

原子力安全調査員を活用した平常時からの原子力施設への立入調査を実施し、放射性物質の保管管理状況など施設の安全管理状況の確認を行う。

（３）実践的な通報連絡訓練の実施

事故・故障等発生時の原子力事業所における迅速かつ的確な初動体制や情報の伝達、提供の確保を図るため、通報連絡訓練を行う。

（４）原子力施設安全性の検討・確認

9年3月に発生したアスファルト固化処理施設火災爆発事故後運転を停止している東海再処理施設の安全性や安全管理体制等の改善結果を確認する。さらに、10年3月に営業運転を停止した原電東海発電所の廃止措置について検討を行う。

第2 環境放射線監視対策

(1) 環境放射線の監視

茨城県東海地区環境放射線監視委員会が定めた環境放射線監視計画に基づき、東海村や大洗町などの原子力施設周辺地域における放射線や農畜水産物、土壌などの環境試料中の放射性物質を測定・分析し、環境への放射性物質の影響を把握するとともに、周辺住民の被ばく線量の推定を行い、その結果を監視委員会において3ヶ月ごとに評価公表する。また、放射線測定機器の維持管理や計画的な整備を行い、原子力施設周辺地域の環境保全と周辺住民の安全と健康の確保に努める。

(2) 放出源情報の収集システムの調査検討

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から原子力施設の排気筒からの放射性物質の放出状況などを把握しておくことが重要であることから、排気筒における放射性物質の測定値などを、リアルタイムで収集するシステムを構築するための調査検討を行う。

第3 原子力防災対策

10年度改訂した原子力災害対策計画を踏まえ、原子力防災対策について、以下の施策を実施する。

(1) 避難計画等の基本型の策定

原子力災害対策計画の規定に基づき、関係市町村、関係機関と連携し、東海地区及び大洗地区の原子力施設からそれぞれ5km圏内の住民について、万一の場合にまず集合すべき施設及びその後必要に応じてバス等で搬送する施設を指定するとともに、緊急輸送道路、交通規制、要員配置等を含めた避難計画を策定し、「基本型」として整備する。

(2) 各種防災活動マニュアルの整備

原子力防災対策がより実効性があるものとするため、緊急時の基本対応、緊急時モニタリング、広報対応、避難対策、緊急時医療、緊急時に該当しない事故への対応等に関するマニュアルの策定・改訂を行う。

(3) 市町村原子力防災計画の修正指導

原子力発電所等が所在する東海村、大洗町及びその隣接市町村の原子力防災計画の修正に係る指導を行う。

(4) 防災関係者の教育及び住民への防災知識の普及

原子力災害対策計画及び各種マニュアルに基づき、防災関係者の教育・研修を行い、防災対策の習熟を図るとともに、住民に対して新たな原子力防災対策、万一の場合の各地区毎の避難所、留意事項等について周知を図る。

(5) 防災訓練の実施

原子力災害対策計画及び各種マニュアルに基づき、新県庁舎の防災センターの機能を活用した原子力防災訓練を実施する。

訓練内容は、次のとおりである。

・災害対策本部設置訓練

改訂された原子力災害対策計画に定める本部体制の実効性の確保と新県庁舎の防災センターの機能の確認

・緊急時通信連絡訓練

新県庁舎の防災センターと関係機関との防災通信装置の機能の確認

第4 原子力広報対策

(1) 各種広報媒体を活用した正しい知識の普及

原子力に関する知識の普及を図るためには、様々な広報媒体を活用し、繰り返し広報を行うことが必要不可欠である。このため、広報紙や新聞等の広報媒体を活用した広報を行う。

また、県民の理解や認識を深めるためには、生活者の視点に立って広報を行うことが重要であるため、専門用語などはできる限り平易な表現にするなど、わかりやすい広報に努める。

なお、平常時の広報普及活動とともに、原子力施設の事故、故障等が発生した場合は、県民に対し状況に応じ、的確かつ迅速な情報提供や広報を行う。

(2) 体験型原子力施設見学会の実施

原子力に関して理解を深めるためには、実際に原子力施設を見学することが効果的であるが、参加者自身が実際に体験したことを通して得た知識は、参加者の身につき、より高い効果が期待できる。

このため、参加者自身が実際に体験できる放射線の測定などを加えた体験型の施設見学会を実施する。

第4部

資 料 編（掲載省略）

- 1 地球環境保全対策
- 2 大気環境の保全
- 3 水環境の保全
- 4 騒音・振動、悪臭の防止
- 5 土壌・地盤環境の保全
- 6 ダイオキシン対策
- 7 資源循環と廃棄物の適正処理
- 8 霞ヶ浦流域の総合的な環境管理
- 9 自然環境の保全
- 10 原子力施設周辺の安全対策
- 11 平成11年度環境保全対策関係主要予算
- 12 市町村における環境行政組織等一覧
- 13 茨城県環境年表
- 14 審議会等委員名簿
- 15 環境関係団体
- 16 10年度の環境関係印刷物の一覧

用語解説

アオコ

植物プランクトン的一种である藍藻類の俗称。窒素やりん分の多い富栄養湖沼において夏から秋にかけて異常繁殖して湖沼水を緑色に変色させる。

アオコが発生すると透明度が低下したり、着臭等により上水道への利用が不適当となる。さらにアオコが死滅する際、悪臭が発生するとともに水中の溶存酸素を奪うため水産や観光上重大な被害をもたらす。海洋における赤潮に相当する。

悪臭物質

悪臭の原因となる物質のこと。悪臭防止法では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素をはじめとする22物質を特定悪臭物質として定め、規制の対象としている。

赤潮

海域における富栄養化現象の一つで、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）の異常増殖により海面が変色する現象をいう。赤色に変色することが多いが、プランクトンの種類により黄褐色や緑色などに変色することもある。主として、夏季に多発し、魚介類のエラを詰まらせたり、酸欠などの悪影響を及ぼすこともある。

アスベスト（石綿）

建築物の耐火被覆材、保湿材、吸音材及び自動車用ブレーキ材等として幅広く使用されており、微細な繊維の状態で容易に大気中に浮遊し、これを多く吸入するとアスベスト肺、肺ガン、中皮腫等の健康被害がある。

暗騒音

ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときのその場所における騒音を、対象のものに対して暗騒音という。

例えば、街頭騒音は電車の音、自動車の音、街頭放送など多くの音が一緒に存在するが、この中のどれか1つを測定の対象とする場合それ以外はすべて暗騒音となる。したがって、測定の対象としている音のレベルより暗騒音の方が大きい場合もあり得る。

R D F (Refuse Derived Fuel)

産業廃棄物や一般廃棄物の中から選別した可燃物を、粉砕、粒度調整、成形固化などの加工により製造した固形燃料をいう。

硫黄酸化物（SO_x）

石油などの硫黄を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂）であり、無水硫黄（SO₃）が若干混じる。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素（CO）

一般には、燃料の不完全燃焼によって発生するが、都市における最大の発生源は自動車の排出ガスである。一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと容易に結合して、呼吸困難を引き起こす。

上乗せ基準

ばい煙または排出水の排出の規制に関して、国で定める全国一律の排出基準または排水基

準ではその地域の人の健康を保護し、または生活環境を保全することが十分でないと認められるとき、全国一律の基準にかえて適用するものとして都道府県が条例で定めた、より厳しい排出基準または排水基準をいう。

栄養塩類

植物プランクトンや海藻が増殖するために必要な物質で、窒素、りん等の塩類の総称である。

オキシダント（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN（Peroxy-acetylnitrate）等の酸化物物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがある。

汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質の総量をいい、汚濁負荷量＝水質×水量によって計算される。水質汚濁は水質と水量に密接な関係があり、水質汚濁防止対策のためには、どれだけの汚染物質が入っているかという汚濁負荷量を正確に把握し、どれだけ削減すれば河川がきれいになるかという削減負荷量を調べなければならない。

汚泥

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみを指すのではなく、有機性及び無機性のもののすべてを含むものである。

オゾン層の破壊

オゾン層は、地表から約10～50Kmの成層圏に存在し、皮膚ガンや白内障の原因となる有害な紫外線（UV-B）を吸収し、地球上の生物を保護している。

フロン等は、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されると分解せずに成層圏に達し、太陽からの強い紫外線を浴びて分解して塩素原子（臭素原子）を放出し、オゾン層を破壊することが問題となっている。

外部被ばく線量

空気中や土壌など人体の外部に存在する放射線物質からの被ばく線量をいう。

化学的酸素要求量（COD，Chemical Oxygen Demand）

水の汚染度を示す重要な指標であり、水中の被酸化性物質を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化し、その際に消費される酸素量で表わす。数値が高い程、汚染が進んでいる。

CODは海域及び湖沼の水の汚染状況を表わすのに用いられる。

核燃料サイクル

原子力発電所のウラン燃料は、採鉱、精錬、転換、濃縮、再転換、成型加工という工程を経て核燃料となり、原子炉で使用される。使用済みの核燃料中に含まれる燃え残ったウランと新たに生成されたプルトニウムは、使用済燃料再処理施設で化学処理することにより回収され（再処理）、再び核燃料に加工して使用することができる。このような核燃料の循環する流れは核燃料サイクルと呼ばれている。

核燃料物質

原子炉の燃料となり得る核分裂性物質のことで、法的には、天然ウラン、核分裂性を有するウランの含有率が天然ウランよりも低い劣化ウラン、天然ウランよりも高い濃縮ウラン、プルトニウム、トリウム、ウラン233及びこれらの化合物をいう。

核融合

重水素、三重水素などの軽い原子核が融合して、より重い原子核に変わる現象。融合の際、大きな熱エネルギーが放出されるため、このエネルギーを利用した発電技術の開発に関する研究が進められている。

WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等を加味した騒音のうるささの単位である。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めた基準。環境基準は行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施が環境に及ぼす影響のうち公害の防止及び自然環境の保全に係るものについて、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表すること。

環境カウンセラー

環境保全に関する活動を行おうとする市民や事業者に指導・助言をおこなう者のうち、環境庁が定めた要件を満たし「環境カウンセラー」として登録された者。

環境管理・監査（システム）

環境管理システムとは、環境に関する経営方針（環境保全方針）を体系的・継続的に実行し、企業が環境に与える影響を低減するための仕組みのこと。

環境監査システムとは、環境管理システムが合理的に機能しているかをチェックし、その結果を関係者に報告する仕組み。

環境管理・監査システムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が国際規格として定めたISO14000シリーズがある。

98%値

年間の日平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.98 \times n$ 番目のデータの値が98%値である（ n は、日平均値のデータ数）。

二酸化窒素の環境基準適合状況の判定に用いる。

クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

グレイ（Gy）

放射線の量を表わす単位の一つで、物質による放射線のエネルギー吸収を表わす単位であ

る。

1ミリグレイは1グレイの1/1000である。

K 値規制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K 値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。主なものとしては、シアンや蓄積性のある重金属類（カドミウム、水銀、鉛など）、科学技術の進歩で人工的に作り出した物質（PCB）などがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

高温ガス炉

750 以上の高い温度を取り出すことができる原子炉。熱効率や安全性に優れているとされ、発電用のほか、高温の熱を利用して他の工業分野に応用できる。

光化学スモッグ（オキシダントの項参照）

公害

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう（環境基本法第2条第3項）。

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、自己の重量により、または雨滴に含まれて地上に落下するばいじん、粉じんその他の不純物をいう。

鉍さい

主に製鉄業の溶鉍工程（高炉、平炉、転炉、電気炉等）において生ずる残さいで、高炉スラグには水砕スラグと徐冷スラグがあり、徐冷スラグは路盤材等に利用されている。

国際環境自治体協議会（イクレイ：ICLEI, International Council for Local Environmental Initiative）

国連環境計画（UNEP）、国際地方自治体連盟（IULA）、革新外交センター（CLD）の三者により、1990年に設立された地方自治体の国際環境協議機関であって本部はカナダ。会員同士の情報交換、国際会議、国際協力事業などを実施することによって、地球環境の保全を目指している。

1998年4月現在、56ヶ国、320自治体等が加入しており、日本からは本県を含め14都道府県、42市区町村が加入している。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれ

に接続する公共溝渠，かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし，下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって，終末処理場を有しているもの，また，この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされている。

最終処分

廃棄物を自然環境に還元すること。これには埋立処分，海洋投入処分があり，法令により一定の処理基準が定められている。

最終処分場には，一般廃棄物の処理施設としてのものと産業廃棄物の処理施設のものとがあり，後者には安定型処分場，管理型処分場及びしゃ断型処分場がある。

コプラナーPCB

PCB（ポリ塩化ビフェニール）のうち，塩素原子がつく位置によってダイオキシン類と同じく平面構造（＝コプラナー）となったもの。

三点比較式臭袋法

臭気の測定法は機器分析法と嗅覚測定法とに大別することができる。機器分析法が臭気成分の分析を主な目的とするのに対し，嗅覚測定法は臭気の質と，その強さの測定を目的としておこなわれ，その一つが三点比較式臭袋法である。これは，悪臭を含む空気が入っている袋一つと，無臭の空気だけが入っている袋二つの合計三つの袋の中から，試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらふ方法である。6人以上の試験者によって行い，袋の区別がつかなくなるまで希釈したときの倍数をもって臭気の強さを示す。

ザルツマン係数

二酸化窒素の測定るとき用いられる用語で，NO₂（二酸化窒素）のNO₂⁻（亜硝酸イオン）への交換係数をいう。昭和48年5月の環境基準設置の際0.5から0.72に変更することとされたが，その後の科学的知見により，さらに0.84となった。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち，燃え殻，污泥，廃油，廃酸，廃プラスチック類等法令で定められた19種類の廃棄物をいう。

産業廃棄物は，排出事業者の責任において処理しなければならないこととされており，他者に委託して処理する場合には産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しなければならない。

酸性雨

工場や自動車から出された硫酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取りこまれて強い酸性を示す雨のことをいい，一般にはpHが5.6以下をいう。

シーベルト（Sv）

放射線の量を表わす単位の一つで，人体への放射線による影響の程度を表わす単位である。1ミリシーベルトは1シーベルトの1/1000である。

自然環境保全地域

高山性植生，亜高山性植生，優れた天然林等のうち，自然的社会的諸条件からみて，その自然環境を保全することが特に必要な区域として，自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定した地域をいう。

自然公園

優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を保護するとともに、人々の野外レクリエーションの利用に供し、また自然の保護を教化する公園で、自然公園法または県立自然公園条例に基づき指定する区域をいう。

自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

自然放射線

天然に存在するさまざまな放射線をまとめて自然放射線と呼んでいる。ウランなど天然に存在する放射性物質からの放射線や宇宙線などがあり、地球が誕生した時から存在している。

自動車排出ガス

自動車の内燃機関から排出されるガスをいう。その排出ガス中には汚染物質として、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質がある。

浄化槽

水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、BOD、COD、窒素、りんなどの生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた類型を設けている。各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準が具体的に示される。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められている項目であって、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的によって基準が定められ、排水基準においても健康項目と同様に項目別に定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD、Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいう。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは河川の水の汚染状況を表わすのに用いられる。

生物の多様性

「生物の多様性」とは、すべての生物の間の変異性をいうものであり、多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、多様な種が存在すること、すなわち、全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な種から構成されているという「種間の多様性」、同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」の3つのレベルの多様性をいう。

世界環境デー・環境月間・環境の日・地球環境保全行動の日

1972年6月5日から開催された、国連人間環境会議において6月5日を「世界環境デー」と定めた。日本では、6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、6月を「環境月間」とし

て設定した。環境基本法において、6月5日を「環境の日」と定め、茨城県地球環境保全行動条例では、6月5日を「地球環境保全行動の日」として定めている。

積算線量

熱蛍光線量計という放射線測定器をある期間野外に設置し、測定した放射線の量である。測定結果は外部被ばく線量の推定評価にも用いられる。

水素イオン指数（pH）

水素イオン濃度を表わす指数で、pH7が中性で、これが7より小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなる。

線量当量

人体に放射線が当たった場合の線量が同じであっても、放射線の種類によってその影響が異なることから、影響の度合いを同じ尺度で表わすためにつくられた単位である。単位はシーベルトである。

総量規制

ある地域内で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制する方式をいう。法による規制のうち、大気については硫黄酸化物・窒素酸化物、水質については化学的酸素要求量について、一定の地域を指定してこの方式を実施している。

大腸菌群数

大腸菌は、人間または動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものとがあるが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群数として測定している。

炭化水素（HC）

塗料・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等から主に発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

地球温暖化

近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガス濃度が上昇している。その結果、近い将来地球の気温が上昇して気候変動や海面上昇等が起こり、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

温室効果ガス濃度が現在の増加率で上昇した場合、21世紀末までに地球の平均気温は約2度上昇し、海面も約50cm上昇すると予測されている。

窒素酸化物（NO_x）

窒素酸化物は、石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。

燃焼の過程では、一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となる。窒素酸化物は、それ自体有害である。

着地濃度

煙突から排出される煙は、ある速度、温度をもっているため、混合、拡散されながら上昇し、風下方向へ運ばれ、ある時間たつと地表へ到達する。そのときの地表面の濃度を着地濃度

度という。

中間処理

廃棄物の最終処分に先立って、その安定化・減量化のために行う前処理で、焼却、中和、溶解、脱水、破碎、圧縮等がある。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、繁殖を図るために狩猟など鳥獣の捕獲を禁止する区域であり、この区域では、巣箱や給餌施設等を積極的に設置するほか、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があると認められるところを特別保護地区に指定して野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制する。

積替保管

廃棄物の排出事業所から中間処理施設又は最終処分場に運搬する途中で、その廃棄物を他の運搬車両等に積み替えたり、一時保管しておくこと。

TDI

人が生涯摂取しても、人体に及ぼす健康影響がないと判断される1日、体重1kg当たりのダイオキシン類の摂取量。耐容1日摂取量 (Tolerable Daily Intake)。

TEQ

毒性等量 (Toxicity Equivalency Quantity)。ダイオキシン類の毒性を評価するため、ダイオキシン類の量を2, 3, 7, 8-TCDDの量に換算した量として表記する際の符号。

デシベル (dB)

音の強さなどの物理量がある標準的な基礎量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のことであり、騒音や振動等のレベルを表すのに用いる。

騒音を耳の感覚に合うように補正した音の「大きさ」をはかる単位をデシベル (dB) という。

振動の場合は、感覚に合うよう補正した鉛直振動加速度の「大きさ」をはかる単位をdBといっている。

テレメータシステム

大気汚染監視テレメータシステムとは、環境濃度等自動測定機で測定したデータを、無線や専用電話回線を使用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステムをいう。このシステムは、現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NOx、粒子状物質、CO2といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車のこと。

主なものとして、電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがある。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法令で定めるものをいう。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法令で定めるものをいう。

75%値

年間の日平均値の全データをその値に小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は、日平均値のデータ数) の値 ($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切上げた整数番目の値)。BOD やCOD の環境基準適合状況を判定するときに用いる。

熱蛍光線量計 (TLD)

放射線を受けた物質を加熱した時に、受けた放射線の量に比例して光を出すことを利用した放射線測定器。

ng

ナノグラム。10億分の1グラムのこと。

Nm³/h (ノルマル立方メートル毎時)

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

2 %除外値

年間の日平均値の全データについて、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最高値が2 %除外値である。

二酸化硫黄，浮遊粒子状物質等の環境基準適合の判定に用いる。

被ばく線量

放射線が人体に及ぼす影響の程度を表わす。空気中や土壌などに含まれる放射性物質により、人体の外側から受けるものを外部被ばく線量、人体が体内へ取り込んだ飲食物などに含まれる放射性物質により、体の内部から受けるものを内部被ばく線量という。

pg

ピコグラム。1兆分の1グラムのこと。

ppm

parts per million の略で、100万分の1 を表わす単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m³ の中にその物質が1cm³ 含まれていること、また水質汚濁物質の濃度表示では水1m³ (1トン) の中にその物質が1cm³ (1g) 含まれていること。

PPP

Polluter pays principle の略で、汚染者負担の原則と訳されている。

これはOECD (経済開発協力機構) で確定された考え方で、環境汚染をひき起こした原因者が自分の費用負担で原因の解決を行うべきことである。公害健康被害補償制度等を通じてPPP の考え方が実現されている。

富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類 (窒素，りん等) の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところで

は、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

浮遊物質（SS）

直径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

浮遊粉じん

大気中に、気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。

浮遊粒子物質

浮遊粉じんのうちで、粒子径が10ミクロン（1mmの100分の1）以下のものをいう。

閉鎖性水域

地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。

例えば、茨城県においては、霞ヶ浦等がこれに該当する。

ベクレル（Bq）

放射能の単位である。1ベクレルは1秒間に1個放射性壊変をする放射性物質の量である。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全、形成等の公共目的を達成するための森林法に基づいて指定された森林。

放射性同位元素（放射性同位体）

同位体（アイソトープ）の中で放射性を有するもの。天然に存在するものと、人工的に作り出されるものとがあり、癌治療や農作物の品種改良など様々な分野で利用されている。

同位体

同じ元素に属する原子の間で質量数が異なる原子を互いに同位体という。（陽子数は同じであるが、中性子数が異なる。）

放射性物質

放射能を出す能力のある物質をいい、天然に存在するものと人工的につくられるものがある。放射能ということもある。

放射線

高いエネルギーの電磁波であるガンマ線や高速で飛ぶアルファ線、ベータ線、などがある。

放射線量率

単位時間当たりの放射線の量である。通常、1時間当たりの放射線量で表している。

放出源情報

原子力施設の排気筒や排水口から放出される放射性物質の種類や量に関する情報である。

マニフェストシステム

産業廃棄物の性状、取扱上の注意事項等を記載した積荷目録（以下「マニフェスト」という。）を産業廃棄物の流れに組み込み、マニフェストの管理を通じて産業廃棄物の流れをチェックすること。

ミティゲーション（代償措置：Mitigation）

開発の際に生じる環境への影響を、何らかの措置を講じて緩和するという概念であって、近年では、開発事業による環境影響を可能な限り低減していこうというもの。

措置の内容には、回避、最小化、矯正、低減及び代償（補償）がある。

有害物質

大気汚染防止法では、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいい、水質汚濁防止法では、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限る）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、P C B、トリクロロレチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカブ、ベンゼン、セレン及びその化合物をいう。

溶解導電率法

大気中の二酸化硫黄、アンモニア等の汚染物質が水にとけると電気を通しやすくなる。この性質を用いて汚染物質の量を測定する方法。

容器包装

商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの。

溶存酸素量（D O）

水に溶けている酸素の量をいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

横出し規制

公害関係法により法律では規制対象となっていない工場、事業場または項目について、地方公共団体が独自に条例により規制を行うことをいう。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（I C U N）が1966年に刊行した。

わが国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）（無脊椎動物編）」を作成した。なお、植物版のレッドデータブックとしては、平成元年に（財）日本自然保護協会と（財）世界自然保護基金日本委員会が作成した「我が国における保護上重要な植物種の現状」があるが、現在、環境庁でも作成中である。

茨城県では、県版レッドデータブックのうち、植物編を平成8年度に刊行した。なお、動物編は11年度に刊行する予定である。

緑地環境保全地域

市街地、集落地及びこれら周辺地における樹林地、水辺地やこれらに類する自然環境を有する土地のうち、自然環境を保全することが特に必要な区域として、県自然環境保全条例に基づき指定される地域をいう。

関係部局

この白書は、環境政策課がとりまとめ、編集・発行したのですが、原稿を執筆した関係課は次のとおりです。(括弧内は電話番号と電子メールアドレス)

なお、編集・発行に当たり、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁の企画監(員)の協力をいただきました。

生活環境部

生活文化課(029-301-2814 seibun@pref.ibaraki.jp)
原子力安全対策課(029-301-2916 gentai@pref.ibaraki.jp)
環境政策課(029-301-2933 kansei@pref.ibaraki.jp)
環境対策課(029-301-2956 kantai@pref.ibaraki.jp)
霞ヶ浦対策課(029-301-2973 kasumi@pref.ibaraki.jp)
廃棄物対策(029-301-3015 haitai@pref.ibaraki.jp)

保健福祉部

保健予防課(029-301-3215 yobo@pref.ibaraki.jp)
薬務課(029-301-3384 yakumu@pref.ibaraki.jp)
生活衛生課(029-301-3414 seiei@pref.ibaraki.jp)

農林水産部

農産課(029-301-3916 nosan@pref.ibaraki.jp)
畜産課(029-301-3977 chikusan@pref.ibaraki.jp)
林政課(029-301-4016 rinsei@pref.ibaraki.jp)
林業課(029-301-4045 ringyo@pref.ibaraki.jp)

土木部

道路建設課(029-301-4416 doken@pref.ibaraki.jp)
道路維持課(029-301-4454 doi ji@pref.ibaraki.jp)
河川課(029-301-4477 kasen@pref.ibaraki.jp)
港湾課(029-301-4516 kowan@pref.ibaraki.jp)
都市計画課(029-301-4575 toshi kei@pref.ibaraki.jp)
都市整備課(029-301-4614 toshi sei@pref.ibaraki.jp)
公園街路課(029-301-4646 kogai@pref.ibaraki.jp)
下水道課(029-301-4674 gesui@pref.ibaraki.jp)
建築指導課(029-301-4716 kenshi@pref.ibaraki.jp)

教育庁

文化課(029-301-5442 bunka@pref.ibaraki.jp)